

(一社)大阪府建築士事務所協会【登録グループ】へ郵送のこと
今般、オンライン申請及び郵送申請の実施に伴い、持参当日受付は終了いたしました。

【大指事様式 2】

記入例

変更届出書

正

下記のとおり登録事項に変更がありましたので建築士法第23条の5第1項及び第2項
規定により届け出ます。

令和 年 月 日
(届出日は、和暦で記入してください。)

届出日は、作成され
た年月日を記入し
てください。

正と副(コピーでよい)の
2部作成し、右上部に鉛筆
で表示をすること。

登録番号 (イ) 第 1234号 登録年月日 平成 28年 11月 29日

事務所所在地 大阪市北区大手前1-2-3

名 称 株式会社 大阪建築登録設計 一級建築士事務所

開設者住所 大阪市中央区谷町3-1-17

株式会社 大阪建築登録設計

氏 名 代表取締役 大登 太郎

事務所電話番号 (06) 6361-1175

【法人の場合】
登記上の本店所在地、法人名
代表者役名、氏名を記入して
ください。
※登記上の本店所在地と異な
る場合は事実上の本店所在
地を併記してください。

該当する項目のみを記入

記
変更の内容

変更事項	変更後	変更前	変更年月日
ふりがな 事務所名称			
所在地 (TEL)	〒		
ふりがな 申請者氏名又は名称	(開設者変更) だいとう たろう 代表取締役 大登 太郎	おおさか じろう 代表取締役 大阪 次郎	令和1年7月9日
役員の氏名及び役名 (法人の場合のみ)	役名・氏名(ふりがな)・性別・(生年月日) 別紙参照		
建築士 事務所 を管理 する 建築士	氏 名		
	一級 二級建築士の別 木造 (登録都道府県名)		
	登録年月日 及び番号		
管理建築士講習 を修了した 年月日及び 修了番号	平成 年 月 日 番号	平成 年 月 日 ()	
所属建築士			

代表者変更の場合は(開設者変更)
と記入し、役名・氏名・ふりがな
を記入してください。

開設者変更の際、同時に複数の役員
に変更がある場合は、役員欄に「別
紙参照」と記入し、別紙の【大指事
様式4】「役員変更」の書類を記入
し添付してください。

商業登記簿謄本(履歴事項全部
証明)に記載の就退任年月日を
記入してください。

建築士事務所のご担当者の
メールアドレスを記入
してください。
(代理人は不要です。)

作成担当者 書類 作郎

事務所担当者メールアドレス
(touroku@oaaf.or.jp)

大阪府指定事務所登録機関
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 長 殿

登録申請者と管理建築士が同一人の場合は両方を大きく丸囲みし、兼用とする

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入して下さい。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入して下さい。

ふりがなをふること

ふりがな	だいてう たろう		男	生年月日	昭和 16 年 8 月 1 日
氏名	大 登 太 郎		女		
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録番号		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別		
	昭和 33 年 3 月 20 日	大阪府立大阪城高校 普通科	卒 業		
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名		
	年 月～ 年 月				
	平成 20 年 12 月～	株式会社 大阪建築設計	代表取締役		
	昭和 62 年 10 月～ 平成 20 年 12 月	同上 梅田支店	取締役営業部長		
昭和 42 年 4 月～ 昭和 62 年 9 月	同上 難波支店	営業部課長			
昭和 33 年 4 月～ 昭和 42 年 3 月	株式会社 大阪府商事	営業担当			

□に☑チェックを入れてください。

学校卒業（修了）後すべての職歴を記入してください。原則、半年以上の空白期間がないよう記入してください。（無職期間）（フリーランス期間）も含めて。

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人の場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 1年 7月 22日

株式会社 大阪建築登録設計

登録申請者氏名 代表取締役 大登 太郎

誓約日は、和暦で
記入してください。

大阪府指定事務所登録機関
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。